

○厚生労働省告示第三百三十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十七条第三項の規定に基づき、健康保険法第七十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定める情報を次のように定め、令和二年十月一日から適用する。

令和二年九月三十日

健康保険法第七十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定める情報

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第七十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定める情報は、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第九十三号)第五項第三号イに規定する当該病院を退院した患者の病態や実施した医療行為の内容等について毎年実施される調査により得られた情報とする。

厚生労働大臣 田村 憲久